

道路工事施工承認(道路法第 24 条)について

道路法第 24 条 道路管理者以外の者の行う工事

「道路管理者以外の者は、第 12 条、第 13 条第 3 項又は第 19 条から 22 条までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計および実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路維持を行うことができる。

但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。」

民地から国道への取付道路を施工する場合等には、道路管理者の承認を受けてから工事をすることが出来ます。道路工事施工承認申請(道路法 24 条)には下記の書類が必要になります。出張所へ相談に来られる前に、計画平面図を作成してからお越してください。

・承認申請には、下記の書類が必要になります。

申請書類一覧表

	作成書類名称	部数	備考
1	道路工事施工承認申請書	1	
2	道路工事設計書	2	別紙添付
3	位置図	2	縮尺(1/50000、1/25000)
4	現況・計画平面図	2	平面図は縮尺(1/250~1/500)程度で詳細が判るものを作成すること。 断面図は縮尺(1/100)で作成すること。 出来るだけ 1 枚にまとめ、着色により施工箇所が判るように作成すること。
5	現況・計画縦断図	2	
6	現況・計画横断図	2	
7	敷地利用計画平面図	2	
8	構造詳細図	2	
9	施工面積図	2	
10	排水計画図	2	
11	軌跡図	2	
12	交通規制図・保安対策図	2	
13	誓約書・確約書・同意書	2	
14	公図(写し)	2	
15	現況写真	2	朱線等で施工場所を明示する
16	申請理由書	2	必要に応じて
17	事業計画概要図	2	事業規模が大きい場合
18	施工計画書	2	事業規模が大きい場合
19	道路に与える影響計算書	2	事業規模が大きい場合(交通解析など)
20	構造計算書	2	事業規模が大きい場合
21	許可書(開発行為)	2	事業規模が大きい場合
22	警察協議書	2	事業規模が大きい場合

注記)

- ① 当該工事に要する費用は、全額申請者の負担となる。(道路法 57 条)
- ② 当該工事により完成した道路区域内の施設は、道路管理者に帰属する。